

資料7

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料6参照。）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	
テブチウロン	0.1			0.00046		0.00046
ナプロパミド	0.29			0.00014		0.00014
MCPA イソプロピルアミン塩、MCPA エチル及び MCPA ナトリウム塩	0.0050 <sup>※</sup>	0.0063 <sup>※</sup>		0.00028 <sup>※</sup>		0.0066 <sup>※</sup>
			0.00022 <sup>※</sup>	0.00028 <sup>※</sup>		0.00050 <sup>※</sup>

網掛け：水濁基準値案の10分の1以上のPEC

※：MCPAとして

2. 基準値設定後の対応

テブチウロン及びナプロパミドについては水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることが確認された。

MCPA イソプロピルアミン塩、MCPA エチル及び MCPA ナトリウム塩については、水田 PECTier1 と非水田 PECTier1 の合計値が水濁基準値を超過することから、水田 PECTier2 を算出するとともに、非水田 PECTier1 との合計値を算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案を下回ることが確認されたが、水濁基準値案の10分の1を超える。

従って、テブチウロン及びナプロパミドについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としないが、MCPA イソプロピルアミン塩、MCPA エチル及び MCPA ナトリウム塩については、調査対象とする。